

令和 3 年 度

財政援助団体等監査  
結果報告書

(第 3 回分)

令和 4 年 5 月

藤 枝 市 監 査 委 員





藤 監 第 1 5 号

令 和 4 年 5 月 2 5 日

藤 枝 市 長 北 村 正 平 様

藤 枝 市 議 会 議 長 山 根 一 様

藤 枝 市 監 査 委 員 鈴 木 正 和

藤 枝 市 監 査 委 員 深 津 寧 子

令 和 3 年 度 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 ( 第 3 回 分 )

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き 公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 監 査 を 実 施 し た の で 、  
そ の 結 果 を 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 報 告 し ま す 。

な お 、 今 回 の 監 査 は 、 監 査 委 員 鈴 木 正 和 と 前 監 査 委 員 多 田 晃 氏 ( 令 和 4 年 4 月 3 0 日 付  
け 退 任 ) に よ っ て 実 施 し た の で 、 そ の 旨 申 し 添 え ま す 。

**1 監査の種類**

公の施設の指定管理者監査

**2 監査の対象**

株式会社ふるさと瀬戸谷

対象施設 藤枝市瀬戸谷温泉施設（通称：瀬戸谷温泉ゆらく）

**3 監査の範囲**

令和2年度及び3年度における公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況（令和3年度は12月分まで）

**4 監査の方法**

公の施設の管理に係る出納その他の事務が、条例、規則及び協定書の内容に沿って適切に行われているかに主眼をおき、協定書、関係諸帳簿を検査するとともに、瀬戸谷総合管理センター学習室及び瀬戸谷温泉施設において、株式会社ふるさと瀬戸谷及びスポーツ文化観光部中山間地域活性化推進課の関係者から説明を求め、藤枝市監査基準に基づき監査を実施した。

**5 監査の期日**

令和4年2月28日

**6 監査の結果**

(1) 指定管理者の概要

株式会社ふるさと瀬戸谷

所在地 藤枝市本郷5437番地

瀬戸谷温泉施設の管理運営事業に併せて、藤枝市営バス運行管理業務を受託している。指定管理者としては、平成21年度から3期11年の実績があり、現在は令和2年度から3年間のうち2年目である。

(2) 指定管理協定の概要

施設の管理業務については、藤枝市瀬戸谷温泉施設条例第12条第1項の規定に基づいて非公募により株式会社ふるさと瀬戸谷を指定管理者に指定した。令和2年4月1日に指定管理に係る基本協定を締結し、令和2年4月1日から令和5年3月31日

までの3年間を指定管理期間とした。

令和2年度に締結された、基本協定書第5条に規定する管理業務の範囲は次のとおりである。

- ア 施設及び付属設備の維持、管理、及び運営に関する業務
- イ 施設の使用許可に関する業務
- ウ 施設の利用料金の設定及び収受に関する業務
- エ 施設の機能を効果的に活用するための指定事業の実施及び自主事業の企画、実施に関する業務
- オ その他施設の管理上必要な業務

### (3) 施設の概要

藤枝市瀬戸谷温泉施設の施設概要は、次のとおりである。

#### ア 設置根拠

藤枝市瀬戸谷温泉施設条例（平成15年7月17日施行）

#### イ 所在地

藤枝市本郷5437番地

#### ウ 利用時間及び休場日

利用時間 午前9時から午後9時まで

休場日 毎週月曜日（その日が休日にあたるときは、その翌日）

なお、新型コロナウイルス感染症対策として令和3年8月15日から9月30日まで利用時間を短縮している。また、12月31日から1月1日を年末年始の臨時休場日としている。このほか、市の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度に30日間、修繕対応として令和2年度に5日間、令和3年度に1日間を臨時休場日としている。

#### エ 施設内容

本館、休憩室、サウナ棟、機械棟、駐車場など

### (4) 指定管理料、年度協定書及び施設整備納付金

管理業務仕様書第9（6）の規定に基づき、施設の管理運営費については、利用料金及びその他の収入を充てるものとし、市から指定管理料は支払わないとされている。このため、各年度における年度協定書も締結していない。

また、基本協定書第9条の規定に基づき、指定管理者は施設整備納付金として、利用料金の10%及びその他業務の運営により生じた売上総利益の10%並びに行政財産目的外使用により得られた収入の10%を、年度末の決算確定後に市に納付するも

のとされている。ただし、算定された納付金額では指定管理者に欠損が生じるなどの特別な事情がある場合には、市と指定管理者が協議して決定するものとされており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による入館者の減少等により経営状況が悪化したことから、施設整備納付金を減額調整している。

(施設整備納付金)

令和2年度 2,332,051円 (うち行政財産目的外使用による収入 105,686円)

なお、利用料金については、条例第5条第4項の規定及び管理業務仕様書第6(2)の規定に基づき指定管理者の収入としている。

(利用料金)

令和2年度 44,186,186円

令和3年度 36,848,727円 (令和3年12月末現在)

(5) 施設利用状況

施設の利用者数は、次表のとおりである。

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度
4月	3,802	10,655
5月	3,884	10,930
6月	8,972	9,431
7月	10,005	10,642
8月	11,880	9,396
9月	11,363	7,676
10月	10,693	11,168
11月	10,275	10,890
12月	9,630	11,576
1月	11,287	-
2月	10,652	-
3月	9,883	-
合計	112,326	92,364

(6) 収支決算及び執行状況

指定管理者の令和2年度収支決算及び令和3年度(12月分まで)執行状況は次表のとおりである。なお、次表は団体全体のものであって、施設の管理運営及び事業実施に係る収入支出以外の収入支出も含まれている。

・令和2年度

(単位：円)

収入		支出	
指定管理料	0	人件費	38,824,606
指定事業収入	77,579,687	給与手当	36,181,306
入館部門	44,186,186	その他	2,643,300
飲食部門	27,134,147	事務費(消耗・通信・役務等)	20,676,516
物販部門	6,259,354	施設管理費	20,965,509
自主事業収入	73,097,322	修繕料	1,243,005
その他(ちよっくら等)	65,876,412	光熱水費	19,340,477
雑収入等	7,220,910	減価償却費	382,027
		指定事業経費	28,193,241
		飲食委託料	23,615,993
		物販仕入	4,577,248
		自主事業経費	42,140,223
		原材料・仕入	42,140,223
		行政財産使用料等	105,686
		営業外費用	3,768
		市への納付金・手数料等	2,226,365
		法人税、住民税及び事業税	71,000
合計	150,677,009	合計	153,206,914

収入決算額 150,677,009円

支出決算額 153,206,914円

差引金額 △2,529,905円

・令和3年度(12月末まで)

(単位：円)

収入		支出	
指定管理料	0	人件費	27,615,306
指定事業収入	63,262,152	給与手当	25,675,260
入館部門	36,848,727	その他	1,940,046
飲食部門	21,508,381	事務費(消耗・通信・役務等)	16,502,625
物販部門	4,905,044	施設管理費	18,518,699
自主事業収入	52,743,222	修繕料	1,086,200
その他(ちよっくら等)	51,802,928	光熱水費	17,185,899
雑収入等	940,294	減価償却費	246,600
		指定事業経費	22,089,761
		飲食委託料	18,497,209
		物販仕入	3,592,552
		自主事業経費	33,666,054
		原材料・仕入	33,666,054
		行政財産使用料等	85,232
		営業外費用	△5,093
		市への納付金・手数料等	4,828,928
		法人税、住民税及び事業税	0
合計	116,005,374	合計	123,301,512

収入額 116,005,374円

支出額 123,301,512円

差引金額 △7,296,138円

## (7) 総括

監査の結果、監査対象の公の施設の指定管理に係る出納、その他の事務については、経理規程に定められた書類が未作成、施設の管理運営に係る収支と団体収支が未区分、年次報告書及び月次報告書での報告事項が不十分、休場日の変更が未申請、消防法に基づく届出や訓練が不十分、仕様書に基づくマニュアルや業務計画が一部未作成、点検等の記録が一部不存在など、改善を要する事項が見受けられたので、適正に事務処理するよう指導した。所管課においては、条例、協定書及び仕様書の内容を再度確認し、当団体との十分な情報交換による意思疎通を図り、手続に不備のないよう適正な事務処理に努めていただきたい。また、管理業務の履行確認に当たっては、現場の状況を十分に把握し、効率的な運営がなされるよう適切な指導をしていただきたい。特に、供用開始から18年が経過していることから、施設の修繕について、指定管理者と協議し計画的に進めるよう指導した。

藤枝市瀬戸谷温泉施設は、温泉資源の活用による市民の福祉の向上及び健康の増進を図るとともに、地域の活性化を促すことを目的に平成15年7月に供用開始した。平成19年度には年間入館者数がピークの約20万9千人に達し、交流人口の拡大や中山間地域の活性化などに寄与してきたが、平成20年度以降入館者数は減少傾向にあり、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響も受け、年間で約11万2千人となった。

指定管理者は、平成21年度から株式会社ふるさと瀬戸谷が選定され、地域住民の雇用や地場製品の販売などを通じて地域の魅力を高め、交流人口の増加に努めてきた。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために入館者の増加が期待できるイベント等の自主事業を積極的に行えない一方で、原油価格の高騰による燃料費の増加や、施設の老朽化による修繕費の増加など、経費の増加により経営状況は厳しいものとなっている。このような中、業務の見直しによる人件費や広報費等の経費の削減に取り組むとともに、農産物直売所「ちよっくら」に冷蔵ケースを導入し売上げ向上に結び付けるなどの経営努力を行っていることは、評価すべき点である。また、農産物直売所での地元農作物の販売は、地域生産者の意欲を高めている。今後も、安全・安心な施設を維持しつつ、更なる経営の合理化、健全化、安定化に努めるとともに、利用者ニーズにあったサービス提供と地域の活性化に繋がる自主事業を展開していただきたい。

藤枝市瀬戸谷温泉施設は、温泉資源を活用し地域活性化の中心的役割を果たすことのできる施設である。現在、進めている「道の駅（仮）せとや」基本構想では、瀬戸谷温泉施設の周辺に陶芸センターを移転し、新たに道の駅を一体的に整備する内容となっている。施設の設置目的である市民の福祉の向上及び健康の増進と地域の振興を図るため、健康福祉や産業振興など横断的な市の関係部署や地域団体等と連携して、中山間地域における情報発信、交流の拠点として更なる機能強化が図られることを期待するとともに、



「“幸せになるまち” 藤枝づくり」に資する施設となるよう、より一層の努力を望むものである。